

令和2年4月20日

放課後児童クラブを利用している保護者 各位

石川町教育委員会 小玉 陽彦
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う放課後児童クラブの対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりやお子様への影響について、大変ご心配されていることと存じます。

令和2年4月16日付で政府による全ての都道府県に対して「緊急事態宣言」が発令され、この宣言を受け、福島県知事からは、小・中学校、高等学校等の臨時休校を要請されました。

本町においては、4月21日から5月6日までの期間を臨時休校とします。これに伴い、放課後児童クラブについては、原則、開所いたしますが、お子様の感染拡大防止を図るため、規模を縮小して、対象者を1年生から3年生の低学年に限って実施することといたします。

つきましては、期間中に利用する方は、別添の「利用意向確認カード」を児童クラブに提出してくださいようお願いいたします。

保護者の皆様には、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 期 間 臨時休校期間中（4月21日～5月6日）
 - ・開所時間（日曜・祝日を除く）
 - ・午前7時45分から午後6時（延長利用は午後6時45分まで）
2. 対 象 小学1年生から小学3年生
ただし、4年生以上の児童の保護者で、やむを得ない場合（仕事を休むことが困難な方、家庭で保育が難しい方）は、利用可能
3. 場 所 石川町文教福祉複合施設 「モトガッコ」
4. 利用料について
緊急事態宣言の対象期間中に利用しなかった児童の利用料については、利用しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続等の詳細は別途お知らせいたします。
5. 感染予防への対応について
 - （1）休校期間中は、登所時に児童の体調を確認します。登所前に体温を測定し、マスクを着用のうえ、必ず保護者の方と一緒に登所してください。児童のみの登所は利用をお断りします。
 - （2）利用中の児童に、発熱や咳などの症状が現れた場合、至急のお迎えをお願いします。
6. 家庭での保育へのご協力について
 - （1）感染拡大防止に向けた臨時休校であることから、仕事の休みに都合がつく場合や、祖父母・親族等に預けることができる家庭、自宅で留守番できる児童は、期間中は可能な限りご自宅で過ごしていただき、感染防止にご協力してください。
 - （2）日中の長時間にわたり集団生活を行うという児童クラブの特性上、クラブ内における感染リスクがないわけではありませんので、懸念がある場合は利用を控えてください。

(事務担当：石川町教育委員会 TEL0247-26-0811)